

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 経営成績の分析

「世の中を“明るく楽しく面白く”していくことで、人々に幸せな時間を提供する」、この理念は、主力事業であるパチンコホール事業のみならず、当社グループの事業ポートフォリオ全体に共通する理念です。また、この理念は特定の国や地域を限定するものではなく、普遍的な意味を持っています。主力のパチンコ事業はもとより、アミューズメント事業、飲食事業などを含むグループ全体を発展させるために、将来を見据え、より強固で将来性のある事業基盤を築いてまいります。

当事業年度においては、新型コロナウイルスが変異を繰り返しながら引き続き世界中でその猛威をふるいました。日本国内においては2021年4月に第三回目の緊急事態宣言が発令され9月まで解除されない等、消費者の生活に大きな影響を与えました。

このような環境の中、主力のパチンコ事業においては、引き続き、業界の感染予防ガイドラインを遵守することを徹底するとともに、独自にお客様が安心して来店し快適に遊技できる環境の整備に取り組んできました。また2022年1月までに義務付けられていた射幸性の低い新基準機への入替は、急激な客離れを発生させないよう前倒しで計画的に入替を進めてまいりました。このような結果、総売上高（総貸玉収入）は前期比115%となり、前々期比でも78%と、目安としていたコロナ前の80%に近い数字が達成でき、厳しい環境下において最低限の成果は残せたと考えています。

今後もパチンコ業界ではコロナ前の80%水準を前提にした経営が求められると考えています。すでにそのことを前提に店舗オペレーションの見直しを行い、お客様満足度の高いサービスを残しながら店舗経営の省力化を進めるなど、様々なノウハウを蓄積してまいりました。同時に、事業部横断的なM&Aチームを組織化し、コロナ後の経営環境に耐えられない店舗や企業の買収検討も積極的に進めてきました。今期は俎上にあがった候補案件の中から、我々のノウハウを生かせる条件に見合った中規模の2店舗を、我々のブランドの新店としてオープンさせることができました。

新規出店は、市場シェアを拡大するための重要なものであり、ニラクの中期戦略の核を構成するものです。このように国内のパチンコ事業においては、デジタル化も加速させ、より一層の経費効率化を進めると共に、これまで築いてきた財務基盤を背景に新規出店投資を行うことで、将来における盤石な収益体制を築いていきます。

中国、東南アジアにおける事業においても、COVID-19パンデミックの影響は大きく、断続的な店舗の営業停止などが相次ぎ、大幅な売上の減少を余儀なくされました。

ベトナム、カンボジアのアーケードゲームセンター事業を展開する子会社であるドリームゲームズ社は、相次ぐ当該国政府の要請による店舗営業停止の影響や不採算店舗2店舗の閉鎖などにより、営業収入は前期比67%減という結果になりました。カンボジア、ベトナムにおいては、2021年11月から営業が徐々に再開され始め、経営環境は良化しています。また、両国のGDP成長率は、COVID-19拡散の影響を大きく受け落ち込んではいませんが、IMFの予想ではCOVID-19パンデミックが収束した後に再び高い水準での成長率を回復するとされており、我々も両国はまだまだ経済の発展途上にあり、消費の拡大と余暇市場の拡大は続くものとみており、来期はベトナムにおいて2店舗程度の出店を予定しています。

ベトナム、カンボジア両国におけるアーケードゲームセンター事業は有力なショッピングモール内への出店を基軸としており、両国とも有力ショッピングモール開発会社の新規開発計画は、将来の経済発展がまだ見込めることを前提に変更はされておらず、状況を見据えながら今後もショッピングモールへの出店を基軸とした出店を中心とした事業の拡大を継続していきます。

2019年7月に開業した中国広東省深圳市における日本食レストランフードコート（Yokocho）運営の共同事業は、中国国内のCOVID-19拡散の影響により、2020年2月に無期限の営業停止の決定をいたしました。その後、中国政府のCOVID-19パンデミックへの対策が奏功し、経済活動の再開も早くから着手されたことにより改善していることから、2021年8月に事業を一部再開させましたが、2022年1月に深圳市内でコロナ感染者が出るなどの影響で、いまだ市場環境は好転しておらず、平常状態に回復するまでは時間がかかるものと予想をしています。

香港を拠点としたアジア圏でのe-sports共同事業は、政治情勢の変化やCOVID-19拡散の影響が大きく、収益の柱として計画していたe-sports大会イベントの開催をすることができなく、現在もその状況は改善されていません。本事業では、アジア圏を中心にしたe-sports大学リーグを組成し、アジア圏各地でのイベント開催を事業戦略の中心として計画をしてきましたが、今後は事業モデルの見直しを含め、再建の道筋を探っていくこととしています。

当社グループは、中期戦略として、主力事業であるパチンコ事業における売上高の確保とシェアの拡大を重要課題とし、新規出店やM&Aに対する投資を積極的に行い、収益を安定的に確保できる体制を目指していきます。同時に既存店の改装、そしてより一層の業務の効率化を目指したデジタル化促進のための投資も進めていきます。また、長期的な視点ではパチンコの市場規模は減少傾向にあることから、日本国内での新たな事業への進出にも取り組んでいく計画です。

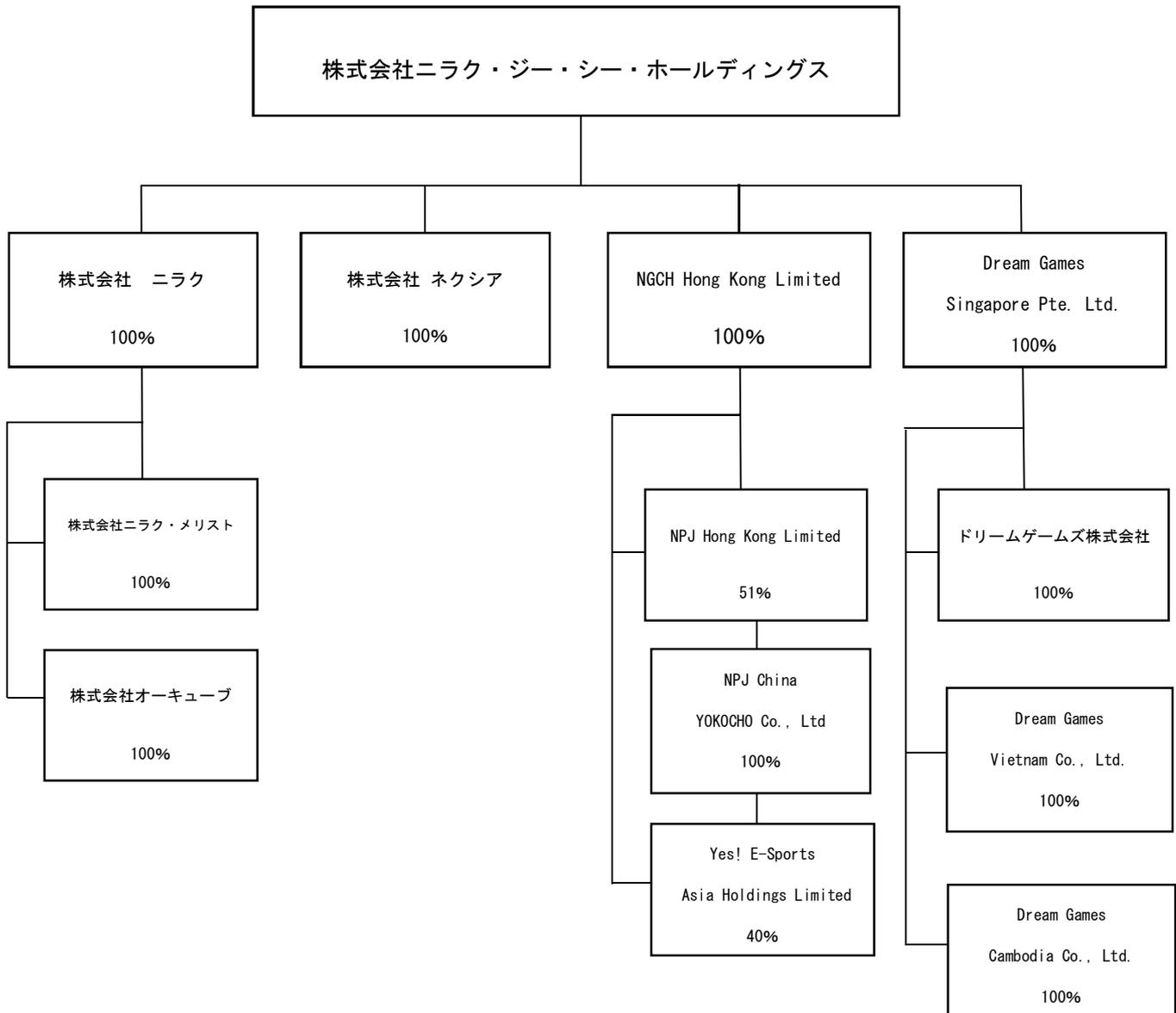
日本以外においてはそれぞれの国におけるCOVID-19パンデミックの状況を見据えながら、短期的には個別既存事業の立て直しと強化に重点をおき、まずは事業基盤を安定させることを優先課題として取り組んでいきます。そして、中期的には、それぞれの国における事業環境の変化に対応するためにも、既存事業の拡大と新たな事業機会の創出も模索していきます。

当事業年度の業績は次のようになりました。

- ① 営業収益 子会社からの受取手数料の増加により、営業収益は1,356,163千円（前期比101.0%）となりました。
- ② 営業利益 営業収益は増加したものの、営業費用の増加により、営業利益は844,194千円（前期比95.7%）となりました。
- ③ 経常利益 営業外収益の増加により、経常利益は915,537千円（前期比105.8%）となりました。
- ④ 当期純損失 経常利益が増加したものの、貸倒引当金繰入額及び関係会社株式評価損の計上により、当期純損失は2,200,931千円となりました。

当社グループの主力子会社である株式会社ニラクの2022年3月期の業績は、緊急事態宣言の発令があったものの、休業要請までには至らなかったこともあり、売上高は21,742百万円（前期比124.1%）となりました。売上高の増加に伴い売上総利益額も増加しました。また、販売費及び一般管理費を抑えるための取組みにより支出の抑制に努めたことで、営業利益は1,306百万円（前期営業損失1,458百万円）となりました。営業利益の増加に伴い、経常利益は1,470百万円（前期経常利益1,487百万円）となりました。賃貸借契約解除に伴う違約金や令和3年2月および令和4年2月に福島県沖で発生した地震による損害の特別損失計上等により、当期純利益は598百万円（前期純損失8,058百万円）となりました。

グループ構成図（議決権の所有割合）



(2) 資金調達等についての状況

当期においては、下記のとおり長期借入による資金調達を実行しました。

金融機関名	借入金額(千円)	借入実行日
(株)福島銀行	400,000	令和3年6月28日
(株)足利銀行	480,000	令和3年11月30日
(株)東邦銀行	350,000	令和4年3月31日
合計	1,230,000	

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第7期 平成31年3月期	第8期 令和2年3月期	第9期 令和3年3月期	第10期 (当事業年度) 令和4年3月期
営業収益 (千円)	1,283,100	1,336,590	1,342,337	1,356,163
経常利益 (千円)	706,908	747,556	864,988	915,537
当期純利益/損失 (千円)	274,446	523,538	455,167	△2,200,931
1株当たり当期純利益/損失 (円)	0.23	0.44	0.38	△1.84
総資産 (千円)	36,795,556	33,992,513	38,349,102	30,348,806
純資産 (千円)	23,790,847	24,111,068	24,570,567	22,368,397

- (注) 1. 記載金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 第10期(当事業年度)の状況につきましては、前記(1)「経営成績の分析」に記載のとおりであります。

(4) 主要な事業内容

当社は、株式を所有することにより、子会社の事業活動を統制することを事業目的としております。

(5) 主要な事業所及び使用人の状況

① 主要な事業所

イ. 本店 福島県郡山市方八町一丁目1番39号

② 使用人の状況

2名

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権の所有 割合 (%)	主要な事業内容
株式会社ニラク	100,000	100.0	パチンコ事業、ホテル業等
株式会社ネクシア	30,000	100.0	不動産賃貸業
NGCH Hong Kong Limited	10,000	100.0	資産運用管理
Dream Games Singapore Pte. Ltd.	356,508	100.0	アーケードゲームセンター

(7) 主要な借入先及び借入額

(単位:千円)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	1,702,091
(株)三井住友銀行	1,639,862
(株)東邦銀行	1,279,197
(株)足利銀行	1,036,229
(株)福島銀行	947,315
(株)きらぼし銀行	202,413
(株)あおぞら銀行	201,048
(株)秋田銀行	195,309
(株)筑波銀行	165,781
(株)大東銀行	125,368
(株)七十七銀行	125,368

- (8) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。剰余金の配当につきましては、国際財務報告基準（IFRS）で計算された連結当期純利益の30%を目標とする配当を実施することを基本方針としています。

2. 株式に関する事項

- (1) 株式に関する重要な事項（令和4年3月31日現在）

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,000,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,195,850,460株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 88名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
HKSCC Nominees Limited (注)	370,249,700株	30.96%
有限会社伝承	225,560,460株	18.86%
有限会社十起	181,010,000株	15.14%
株式会社SMBC信託銀行	53,360,000株	4.46%
谷口辰成	44,792,500株	3.75%
谷口喆成	44,792,500株	3.75%
谷口才成	44,792,500株	3.75%
谷口佳浩	33,580,000株	2.81%
鄭允碩	25,000,000株	2.09%
鄭元碩	25,000,000株	2.09%
鄭盈順	25,000,000株	2.09%
鄭理香	25,000,000株	2.09%

(注) HKSCC Nominees Limitedは、中央清算決済システム（CCASS）の口座に預託された香港上場株式の名義株主であり、香港証券取引所であるHong Kong Exchanges and Clearing Limitedの子会社であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷口久徳	代表執行役社長 取締役 指名委員 報酬委員	株式会社ニラク 代表取締役 NGCH Hong Kong Limited 取締役 NPJ Hong Kong Limited 取締役 有限会社伝承 取締役 ニラクインベストメント株式会社 代表取締役 NIRAKU USA INC. PRESIDENT NPJ China YOKOCHO Co., Ltd. 董事
坂内弘	非常勤取締役 監査委員	
轡田倉治	社外取締役 指名委員	有限会社くつわた商店 代表取締役 有限会社ヤツブ工業 代表取締役 福島県商工会連合会 会長 全国商工会連合会 副会長
南方美千雄	社外取締役 監査委員 報酬委員	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 税理士法人マーヴェリック 代表社員 株式会社ショーケース 監査役
小泉義広	社外取締役 監査委員 報酬委員	Clear Markets Japan株式会社 代表取締役 東京カリー株式会社 代表取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田 中 秋 人	社 外 取 締 役 指 名 委 員	株式会社アジア戦略本部 代表取締役社長 3 PLATZ株式会社 取締役会長
大 石 明 徳	執 行 役 専 務 取 締 役	株式会社ニラク 取締役 NGCH Hong Kong Limited 取締役 NPJ Hong Kong Limited 取締役 ニラクインベストメント株式会社 取締役 NIRAKU USA INC. DIRECTOR NPJ China YOKOCHO Co., Ltd. 董事 Dream Games Singapore Pte. Ltd. 取締役 ドリームゲームズ株式会社 取締役 Dream Games Vietnam Co., Ltd. 取締役 Dream Games Cambodia Co., Ltd. 取締役
渡 辺 将 敬	執 行 役 専 務 取 締 役	株式会社光通信 取締役監査等委員
諸 田 英 模	執 行 役	株式会社ニラク 取締役 株式会社ネクシア 代表取締役 株式会社ニラク・メリスト 代表取締役

(2) 取締役、執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5 人	21,060千円	注1
執行役	4 人	86,025千円	注1
計	9 人	107,085千円	

(注) 1. 取締役兼務執行役に対する報酬は執行役の区分に含めております。

(3) 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

①方針の決定の方法

当社は、会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬の額の決定に関する方針を定めています。

②基本方針

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

③取締役報酬

取締役の報酬は、月俸となっております。月俸は、常勤・非常勤の別、役職を反映しております。

④執行役報酬

執行役の報酬は、月俸となっております。月俸は役位に応じた基準額に査定を反映して決定しております。

(4) 各社外役員の名活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	轡田 倉治	在任期間中における当事業年度開催の取締役会15回の内15回に出席し、製造業の企業経営者の観点及び見識から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	南方 美千雄	在任期間中における当事業年度開催の取締役会15回の内15回に出席し、会計・税務・監査の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	小泉 義広	在任期間中における当事業年度開催の取締役会15回の内15回に出席し、金融・会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中 秋人	在任期間中における当事業年度開催の取締役会15回の内15回に出席し、飲食業・小売業の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(5) 社外役員報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員報酬等の総額等	4人	17,340千円	— 千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 4,800千円

注：当社監査委員会は、会計監査人と適時に連絡をとり、また検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第3項、第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、ESGレポート作成に関する助言等について対価を支払っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ①執行役の職務執行に係る文書及び情報については、文書管理規程、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、適切に作成、管理、保存及び廃棄を行う。
- ②取締役は、これらの文書及び情報をいつでも閲覧できる。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

- ①当社の危機管理部門は、当社及び子会社の企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクを未然に防止するとともに、発生したリスクに対しては迅速かつ適切な対応を図る。
- ②取締役会は、危機管理体制の有効性について、定期的に検証の機会をもつ。
- ③監査委員会は、当社及び子会社のリスク管理を監視し、損失の危機を発見したときは、速やかに取締役会へ報告する。

- ④執行役は、当社及び子会社の経営状況を正確に把握し、かつ、経営課題を抽出し、その対策を策定して進捗を管理する。
3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率性確保体制）
- ①取締役会は各月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、機動的に意思決定を行う。
 - ②取締役会は、執行役の職務の執行を監督し、その効率性について検討する。
 - ③取締役会議長と社外取締役は、定期的に意見交換を行う機会を持ち、迅速かつ適正な職務執行の監督に資する。
 - ④総合組織規程を定めて職務権限と業務分掌を明確化し、迅速かつ効率的な職務の執行を確保する。
4. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）
- ①行動指針及び倫理憲章を掲げて規範意識の高揚を図ることにより、役職員の法令及び定款の遵守体制を整備する。
 - ②監査委員会及び内部監査部門は、内部監査規程及び毎年度定める監査計画に基づき、法令及び定款の遵守状況を確認し、取締役会に対し報告する。
 - ③内部通報制度「ニラクホットライン」を設け、企業倫理に反する事実及び法令又は定款に反する事実の早期発見に努める。
 - ④法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、必要に応じて外部専門家と協力しながら、適正に対応する。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）
- ① 当社の行動指針及び倫理憲章をニラク・グループ全体の行動指針として定着させる。
 - ② ニラク・グループにおける業務の適正を確保するため、適時に子会社からその職務執行及び事業状況を報告させ、もって、企業集団としての健全な発展を図る。
 - ③ 子会社において定める危機管理基本規程に基づき、子会社において企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクが発見された場合、子会社は、当社危機管理部門に報告する。当社危機管理部門が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査の上、監査委員会にこれを報告する。
 - ④ 子会社の機関設計及び業務執行体制につき、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。子会社における意思決定について、子会社の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
 - ⑤ 監査委員会は、子会社の業務活動を監査し、子会社の内部統制システムが適切に整備され、機能しているか確認する。
 - ⑥ グループ会社間の取引については、法令に従い適切に行うため、複数の部門によるチェックを行う。
6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人（監査委員会スタッフ）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（監査委員会スタッフ配置）
- 監査委員会の職務を補助する組織として内部監査部門を設け、使用人（監査委員会スタッフ）を配置する。その組織構成、配置員数等の決定は、監査委員会の同意のもとに行う。

7. 監査委員会スタッフの執行役からの独立性に関する事項（監査委員会スタッフ独立性）
- ① 監査委員会が監査委員会スタッフに指示した補助業務については、監査委員会スタッフは、監査委員会以外からの指揮命令は受けない。
 - ② 内部監査部門の人事及び内部監査部門に所属する監査委員会スタッフの評価、懲戒その他重要な人事事項については、監査委員会の同意のもとに行う。
8. 監査委員会の監査委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- 執行役及び使用人は、監査委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
9. 監査委員会への報告に関する体制（監査委員会への報告体制）
- ① 監査委員会は、執行役及び各部署からトップマネジメント会議についての報告を求めることができる。
 - ② 監査委員会は、毎年度策定する監査実施計画に基づき、執行役及び各部署に必要な報告を求めることができる。
 - ③ 監査委員会は、監査連携ミーティングを定期的を開催し、各部署から適時に報告を受ける。
 - ④ 執行役及び使用人は、監査委員会に対して、法令及び規程に定められた事項のほか、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項又は監査委員会から報告を求められた事項について速やかに監査委員会に報告する。
 - ⑤ 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社監査委員会に報告する。
10. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査委員会は、執行役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - ② 監査委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、執行役にその理由の開示を求めることができる。

11. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員会の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じる。

12. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査実効性確保体制）

- ①執行役は、監査委員会委員との定期的な会合を持ち、監査上の重要な事項について意見を交換し、相互の認識を深める。
- ②監査委員会は、定期に開催する内部監査部門の会議を主宰することにより、内部監査部門に所属する使用人に対し、監査の方針及び監査上重要な事項を的確に伝達し、実施させる。
- ③会計監査人（監査法人）と定期的な会合を持ち、監査上重要な事項について情報を共有するとともに監査に係るノウハウの向上を図る。

6. 特定完全子会社に関する事項

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ニラク	福島県郡山市	17,480,293千円	29,279,580千円

事業報告に関する附属明細書

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との重要な兼職の状況の明細

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
代表執行役社長	谷口久徳	有限会社伝承	取締役	当社株主
		株式会社ニラク	代表取締役	当社子会社
		ニラクインベストメント株式会社	代表取締役	—
		NGCH Hong Kong Limited	取締役	当社子会社
		NPJ Hong Kong Limited	取締役	当社子会社
		NPJ China YOKOCHO Co., Ltd.	董事	当社子会社
		NIRAKU USA INC.	PRESIDENT	—
執行役専務取締役	大石明徳	株式会社ニラク	取締役	当社子会社
		ニラクインベストメント株式会社	取締役	—
		NGCH Hong Kong Limited	取締役	当社子会社
		NPJ Hong Kong Limited	取締役	当社子会社
		NPJ China YOKOCHO Co., Ltd.	董事	当社子会社
		Dream Games Singapore Pte. Ltd.	取締役	当社子会社
		ドリームゲームズ株式会社	取締役	当社子会社
		Dream Games Vietnam Co., Ltd.	取締役	当社子会社
		Dream Games Cambodia Co., Ltd.	取締役	当社子会社
NIRAKU USA INC.	DIRECTOR	—		
執行役専務取締役	渡辺将敬	株式会社光通信	取締役監査等委員	—
執行役	諸田英模	株式会社ニラク	取締役	当社子会社
		株式会社ネクシア	代表取締役	当社子会社
		株式会社ニラク・メリスト	代表取締役	当社子会社

独立監査人の監査報告書

令和4年6月29日

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 和昭**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から

独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ

り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

（令和4年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,186,918	流動負債	2,869,326
現金及び預金	4,758,789	短期借入金	775,000
短期貸付金	775,000	1年内返済予定長期借入金	1,867,167
1年内回収予定長期貸付金	1,774,087	未払法人税等	181,391
未収入金	398,688	未払消費税等	2,456
その他の金	15,412	その他	43,311
貸倒引当金	△535,059		
固定資産	23,161,888	固定負債	5,111,082
有形固定資産	0	長期借入金	5,045,915
建物	0	繰延税金負債	65,166
器具備品	0		
投資その他の資産	23,161,888	負債合計	7,980,409
関係会社株式	19,152,052	（純資産の部）	
長期貸付金	5,152,464	株主資本	22,365,045
長期前払費用	214,956	資本金	3,000,000
その他の金	110,070	資本剰余金	17,896,921
貸倒引当金	△1,467,655	資本準備金	17,006,848
		その他資本剰余金	890,072
		利益剰余金	1,468,124
		その他利益剰余金	1,468,124
		繰越利益剰余金	1,468,124
		評価・換算差額等	3,352
		その他有価証券評価差額金	3,352
		純資産合計	22,368,397
資産合計	30,348,806	負債及び純資産合計	30,348,806

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(空白ページ)

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,356,163
営 業 費 用		511,969
営 業 利 益		844,194
営 業 外 収 益		279,107
受 取 利 息	212,113	
為 替 差 益	65,432	
そ の 他	1,561	
営 業 外 費 用		207,764
支 払 利 息	101,801	
支 払 手 数 料	105,962	
経 常 利 益		915,537
特 別 損 失		3,001,186
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,131,068	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,870,118	
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△2,085,649
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,125	
法 人 税 等 調 整 額	63,156	115,282
当 期 純 損 失 (△)		△2,200,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益 剰余金	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,000,000	17,006,848	890,072	17,896,921	3,669,055	24,565,977
当期変動額						
当期純損失(△)					△2,200,931	△2,200,931
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計					△2,200,931	△2,200,931
当期末残高	3,000,000	17,006,848	890,072	17,896,921	1,468,124	22,365,045

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,590	4,590	24,570,567
当期変動額			
当期純損失(△)			△2,200,931
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,238	△1,238	△1,238
当期変動額合計	△1,238	△1,238	△2,202,170
当期末残高	3,352	3,352	22,368,397

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式……移動平均法に基づく原価法
- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
個別法による時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
器具備品	3年

② 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒れ懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は子会社からの業務受託を行っており、当該業務受託に係る収益は、子会社との業務受託契約に基づいて受託サービスを提供する履行義務を負っております。当該受託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象…借入金の金利

・ヘッジ方針

金利等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、金利に係るデリバティブ取引を利用しております。

当社は、実需に基づく債権・債務を対象としてデリバティブ取引を行っており、投機及びトレーディング目的ではデリバティブ取引は行っておりません。また、市場リスクを増大させるようなデリバティブ取引は原則的に行っておりません。さらに、契約先の選定にあたっては、信用リスクを十分に考慮しております。したがって、当社の利用しているデリバティブ取引に係る市場リスク及び信用リスクは僅少であると認識しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新しい会計基準を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 19,152,052千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式の評価に当たり、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額を行い、損失として処理しております。なお、当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において、関係会社株式評価損1,870,118千円を計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

当社の子会社である株式会社ニラク及び株式会社ネクシアが所有している不動産を担保に提供しております。

(対応する債務)

短期借入金	775,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,867,167千円
長期借入金	5,045,915千円
計	7,688,082千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,937千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	2,943,890千円
	長期金銭債権	5,152,464千円
	短期金銭債務	3,491千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

営業取引による取引高

受取配当金	1,283,100千円
支払手数料	74,060千円
受取手数料	73,063千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	211,827千円
受取賃貸料	869千円
貸倒引当金繰入額	1,131,068千円

(注) 関係会社への長期貸付金及び短期貸付金に対し、貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 特別損失

貸倒引当金繰入額(注1)	1,131,068千円
関係会社株式評価損(注2)	1,870,118千円

(注1) 関係会社への長期貸付金及び短期貸付金に対し、貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注2) 関係会社株式評価損は、子会社であるDream Games Singapore Pte. Ltd. 株式減損処理に伴う評価損であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	1,195,850,460	—	—	1,195,850,460	

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度に予定されているもの

令和4年6月29日開催の取締役会の議案として、配当に関する事項を次の通り提案しております。

配当金の総額	478,340千円
1株当たり配当金額	0.4円
基準日	令和4年7月20日
効力発生日	令和4年8月18日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の主な発生の原因はその他有価証券評価差額金であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に当社グループのパチンコ事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金についても銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

貸付金は、主に関係会社に対するものであり、信用リスクにさらされておりますが財務状況につき定期的にモニタリングを行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に当社グループの設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

また、営業債務である未払金や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、財務部が月次に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（2）金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

「現金及び預金」「短期貸付金」「未収還付法人税等」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

なお、市場価格のない株式等（関係会社株式 19,152,052千円）は、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(注)	時価(注)	差額
① 長期貸付金 (1年内返済予定含む) 貸倒引当金	6,926,551 (2,002,714)		
	4,923,837	4,923,837	—
② 長期借入金 (1年内返済予定含む)	(6,913,082)	(6,923,925)	10,842
③ デリバティブ	—	—	—

(注) 負債・貸倒引当金に計上されているものについては、() で示しています。

①長期貸付金(1年内返済予定含む)

貸付金は全て変動利率であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金は全て変動利率であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりますが、一部金利スワップの特例処理の対象となっているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③デリバティブ

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記②参照）。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高
子会社	㈱ ニラク	所有 直接 100.0%	役員の兼任 役務の受領 資金の援助	当社銀行借入 に対する債務 被保証（注3）	6,419,754	—	—
				資金の貸付	2,350,000	短期貸付金 1年内回収予定 長期貸付金 長期貸付金 未収収益 未払費用	775,000 1,239,028 3,684,809 2,855 6,423
子会社	Dream Games Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	—	1年内回収予定 長期貸付金 (注5)	162,805
				受取利息	5,258	長期貸付金 (注5)	631,635
子会社	NGCH Hong Kong Limited	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	—	1年内回収予定 長期貸付金 (注6)	323,294
				受取利息	4,375	長期貸付金 (注6)	

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高
				受取手数料	2,753		
子会社	㈱ネクシア	所有 直接 100.0%	子会社との 不動産の賃貸等 資金の援助	当社銀行借入 に対する債務 被保証（注4） 連結納税に伴 う受取額 受取手数料	5,625,004 89,937 755	— 未収入金 未収入金	— 89,937 70
子会社	NPJ Hong Kong Limited	所有 間接 51.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 受取利息	304,315 23,168	1年内回収予定 長期貸付金 (注7) 長期貸付金 (注7)	48,959 836,019

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸し付けについては、市場金利を勘案して決定しております。
価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 当社は、銀行借入に対して、㈱ニラクより、債務保証を受けており、取引金額は当期末の当社の債務残高を示していません。
なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 当社は、銀行借入に対して、㈱ネクシアより、債務保証を受けており、取引金額は当期末の当社の債務残高を示していません。
なお、保証料の支払いは行っておりません。
5. 長期貸付金期末残高に対して全額貸倒引当金を計上しております。
なお、当事業年度において、貸倒引当金繰入額794,440千円を計上しております。
6. 長期貸付金期末残高に対して全額貸倒引当金を計上しております。
7. 長期貸付金期末残高に対して全額貸倒引当金を計上しております。
なお、当事業年度において、貸倒引当金繰入額336,627千円を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注2）	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社（当該会社の子会社を含む）	NIRAKU USA INC.	アメリカ	9,500,000USD	遊技業等	なし	役員の兼任役務の受領	支払手数料	20,338	未払金	1,836

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 18円71銭

1株当たり当期純損失 1円84銭

1. 有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	2,689	—	—	2,689	0	9,733	9,733
	器具備品	20	—	—	20	0	204	204
	計	2,709	—	—	2,709	0	9,937	9,937
投資その他の資産	長期前払費用	280,191	—	—	65,235	214,956		

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	791,215	1,211,498	—	—	2,002,714

3. 営業費用の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役員報酬	107,085
給与	28,221
賞与引当金繰入額	1,929
法定福利費	6,986
地代家賃	13,605
保険料	1,789
減価償却費	2,709
支払手数料	313,764
旅費交通費	3,467
広告宣伝費	3,489
租税公課	10,692
交際費	11,148
諸会費	2,363
保守料	3,466
その他	1,248
合 計	511,969

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

当監査委員会は、2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022（令和4）年6月29日

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス監査委員会

監査委員 南方 美千雄 ⑩

監査委員 坂内 弘 ⑩

監査委員 小泉 義広 ⑩

（注）監査委員南方美千雄及び小泉義広は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。